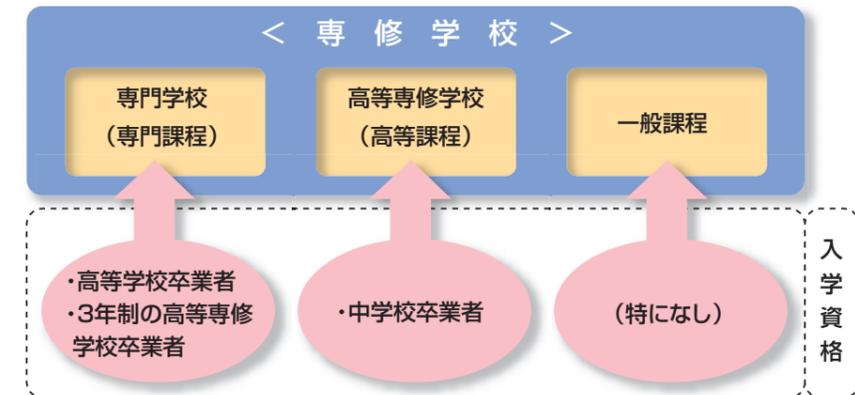


CONTENTS

1. 専修学校とは？	3
2. 専修学校の教育内容	4
3. 学校数・生徒数	6
4. 専修学校と資格取得	7
5. 専門学校(専修学校専門課程)	8
「専門士」・「高度専門士」	9
大学への編入学・大学院への入学	10
6. 高等専修学校(専修学校高等課程)	11
大学入学資格	11
7. 専修学校一般課程	12
8. 職業に結びついた教育	13
9. 学生納付金・勤労学生控除・奨学金	14
10. 私立専修学校に関する問い合わせ	16

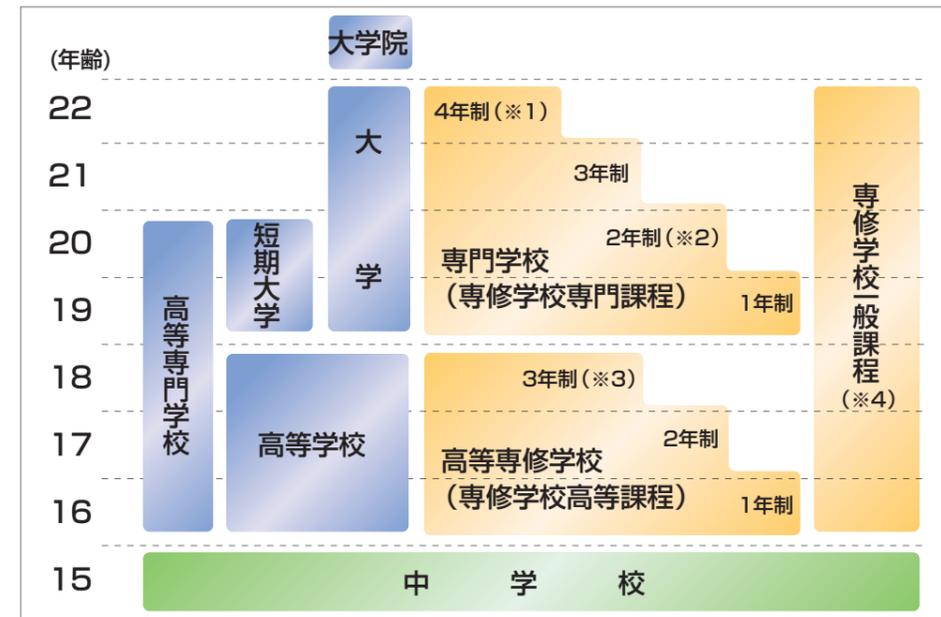
1 専修学校とは？

専修学校は、昭和51年に新しい学校制度として創設されました。学校教育法の中で専修学校は、「職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」ことを目的とする学校であるとされ、実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う教育機関として、多岐にわたる分野でスペシャリストを育成しています。専修学校には、入学資格の違いにより、3つの課程があります。



専修学校は、授業時数・教員数や施設・設備などの一定の基準を満たしている場合に、都道府県知事の認可を受けて設置されます。

専修学校制度の位置づけ



(※1) 修業年限が4年以上等の要件を満たした専門学校の修了者は大学院へ進学が可能です。(→10ページ参照)

(※2) 修業年限が2年以上等の要件を満たした専門学校の修了者は大学へ編入学が可能です。(→10ページ参照)

(※3) 一定の要件を満たす高等専修学校の修了者は、大学・短期大学へ進学が可能です。(→12ページ参照) また、修業年限が3年以上の高等専修学校の修了者は、専門学校へ進学が可能です。

(※4) 専修学校一般課程は、入学資格に特に制限がありません。

文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
電話 03(5253)4111(代表)
<http://www.mext.go.jp/>

このパンフレットはその他の出版物(営利目的のものは除く)に転用可能です